

令和4年5月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和4年5月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和4年5月25日(水) 午後1時30分から午後2時2分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会長	: 1番	: 松村 孝市	会長代理	: 2番	: 榎本 太
委員	: 3番	: 本間 浩	委員	: 4番	: 南波 雅子
委員	: 5番	: 澁谷 和幸	委員	: 6番	: 柳澤 兵庫
委員	: 7番	: 田村 信秀	委員	: 8番	: 西奈美 公平
委員	: 9番	: 藤村 信広	委員	: 10番	: 忠 貞夫
委員	: 11番	: 川上 勝之	委員	: 12番	: 今井 輝子
委員	: 13番	: 馬場 勝	委員	: 14番	: 安城 守英

農地利用最適化推進委員(6人)

委員	: 中条	: 15番	: 佐藤 隆	委員	: 中条	: 16番	: 高橋 一栄
委員	: 乙	: 17番	: 小泉 正	委員	: 築地	: 20番	: 浮須 宗之
委員	: 黒川	: 21番	: 今井 明	委員	: 黒川	: 22番	: 片野 賀津雄

4 欠席委員(2人)

委員	: 乙	: 18番	: 石栗 博美	委員	: 築地	: 19番	: 小熊 威
----	-----	-------	---------	----	------	-------	--------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第2号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第3号議案 令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について

第4号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

第4 報告第1号 農地法第4条第1項第9号(農地法施行規則第29条第1項第1号)の該当による届出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長: 榎本富夫、係長: 高橋知也、主任: 伊藤崇

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和4年5月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、7番田村信秀委員、8番西奈美公平委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、4月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>5月16日、新潟県農業会議役員等候補者選出会議が新潟市中央区のJAビル会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>5月18日、5月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様にご報告をいたしました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、山砂採取のための一時転用が1件であります。</p> <p>1番の案件は、築地地内の畑から山砂採取のための一時転用で、同地区内で山砂採取を継続しており、今回は11期目として山砂採取の申請を行う箇所であります。合計で23筆、所要面積は12,594㎡、採取期間は許可の日から1年間とするものであります。</p> <p>この案件については、面積が3,000㎡を超えていますので、県農業会議に諮問する案件となっております。</p> <p>第1号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>議案書3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、4番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る5月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、2班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、山砂採取のための一時転用が1件であります。</p>

	<p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案について県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、農用地区域に編入するものが 1 件、除外するものが 1 件の、計 2 件であります。</p> <p>1 番の案件は、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の対象地とするため、10 名 19 筆、18,770 m²を農用地区域に編入するものであります。</p> <p>申請地を編入することで、中山間地域における農業生産活動の継続と多面的機能の維持・発揮が図られることが考えられます。</p> <p>2 番の案件は、共同墓地の駐車場として転用するため、1 筆 366 m²を農用地区域から除外するものであります。</p> <p>申請地は、農用地の集団化や一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれは無いと考えられます。そのため、当案件は農用地から除外したとしても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれは無いものと思われま。</p> <p>6 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、4 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、農用地区域に編入するものが 1 件、除外するものが 1 件の、計 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では特に支障はないと判断し、「特に支障なし」との意見を付すことといたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
13 番	<p>農用地区域に編入ですけども、元々は農振の何だったのですか。</p>
事務局	<p>元々農用地区域に入っていなかったということになります。</p>
13 番	<p>農用地区域外だったと。</p>
事務局	<p>実際は耕作している所であったのですが、農用地区域外であったということで、こういった事業が使えるなかったものを、使えるようにしたということになります。</p>
13 番	<p>農用地区域外と農振外、ざっくりした違いは何ですか。</p>
事務局	<p>農業振興地域とは、市内全体を大まかに区域として網をかけているもの、その中で農用地区域と農用地区域外がありまして、今回は農用地区域に編入するということがあります。</p>
13 番	<p>いろんな制度の対象になるということなのでしょうね。</p>
事務局	<p>はい、農用地区域に入っていることで、ほ場整備とか、今回の中山間地域直払、多面的機能支払などの制度が使えることになりまして、農業委員会であれば地域集積協力金とか、そういった制度を使うために必要となる地域であります。</p>
13 番	<p>普通、農振外であれば使えないということになりますけども、ということは農振外であったのかということですが。</p>
事務局	<p>そうですね、農用地区域ではなかったということです。</p>
13 番	<p>農用地区域外だったということですね。わかりました。</p>
議長	<p>他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p>

第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付することに、賛成の委員は挙手願います。

(農業委員：挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第 2 号議案は、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。

次に、第 3 号議案「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

第 3 号議案をご説明いたします。

議案書 7 ページをお願いします。

第 3 号議案は、令和 4 年度から「毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第 37 条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする」と定められたことから、毎年策定しておりました活動計画に代わりまして、最適化活動の目標を設定するものであります。

また、農業委員会会議規則第 18 条に基づく事前審査会の審査事項は、農地法や基盤強化法等と、最適化推進に関する事項とありまして、昨年まで作成していた活動計画は事前審査会の対象としておりませんでした。この案件は最適化推進に関する事項であるため、事前審査会で審査をいただいた案件となっております。4 号議案につきましては従来通りであります。

それでは内容について説明いたします。

I の農業委員会の状況につきましては、第 3 号議案の体制や概要とほぼ同様の項目であります。

議案書 8 ページをお願いします。

1 最適化活動の成果目標のうち、(1)農地の集積につきましては、(2)の目標で基本構想の最終目標である令和 5 年度における集積率 90%を目指すにあたり今年度必要となる集積目標となっております。

(2)遊休農地の解消につきましては、(2)のアの a で今まで A 分類と区分しておりました緑区分の遊休農地解消目標面積がありますが、これは下の※にありますとおり、緑区分の遊休農地面積の 5 分の 1 と定められておりますので、解消面積の目標を 4ha としました。農地パトロールをはじめ遊休農地の所有者に対する指導などをお願いいたします。なお、遊休農地を農地中間管理機構に貸すことでも解消面積に算定されるということでもあります。これらの内容は農地パトロール実施前に再度説明させていただきます。

議案書 9 ページをお願いします。

(3)新規参入の促進につきましては、(2)の目標の下段「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」が新たに設定されたものであります。これは、今後話し合い等で意向を把握する際、もし新規参入者が現れた場合にその人に農地を貸しても良いよ、という所有者の農地面積がどれだけあるかというも

	<p>のであります。新規参入者に実際に貸す農地の面積ではなく、あくまでも農地を貸しても良いという同意が得られた面積であります。</p> <p>2 最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、先月の協議会で説明させていただきました 1 人当たりの活動日数であります。協議会での意見を踏まえ、他市町村の動向や県農業会議と調整し、農水省ガイドラインに倣い活動日数の目標を 10 日／月としております。</p> <p>(2)活動強化月間の設定目標及び(3)新規参入相談会への参加目標につきましては、先月の総会で承認いただいた令和 4 年度の事業計画と同じく、強化月間については 6 月から 8 月と 10 月から 12 月、新規参入相談会への参加回数は 1 回と設定させていただきました。</p> <p>新たな最適化活動の内容について、今後も逐次説明を行ってまいりますので、目標達成に向けた取り組みをよろしくお願いします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、4 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案は、最適化活動の目標設定等であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案をご説明いたします。</p>

議案書 10 ページをお願いします。

第 4 号議案は、毎年度作成しているもので、目標とした数値等に対して、どのような結果になったのかを点検・評価し、ホームページ等で公表するものであります。

I の農業委員会の状況は、令和 3 年度末の状況であります。1 番の農業の概要では、耕地面積・遊休農地面積及び農家数や農業者数が記載されております。各数値については、農林業センサスをはじめとした各種統計に基づいたものであります。

議案書 11 ページをお願いします。

II の担い手への農地の利用集積・集約化については、市で作成された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」のなかで、令和 5 年度までに耕地面積の 90% を集積面積の目標とすると定めております。

1 の現状及び課題には、令和 4 年 3 月現在で集積率 80.3% であり、県内では高い方ではあります。目標までには今後も集積を図る必要があります。

2 の令和 3 年度の目標及び実績については、単年度での達成状況は 97.6% となりましたので、概ね達成できておりますが、評価にもありますとおり、継続的な取り組みが必要であると考えております。

議案書 12 ページをお願いします。

III の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、こちらは法人雇用や親元就農は含まれない数字となっております。令和 3 年度においては、新規参入 1 経営体となっております。今後も市報やホームページでの周知のみならず、他の活動も検討する必要があると考えております。

議案書 13 ページをお願いします。

IV の遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、皆さまに農地パトロール等をしていただいた結果、2 番の解消面積は 0.2ha、達成状況は 10% となっております。今後も解消に向けた取り組みをよろしくをお願いします。

議案書 14 ページをお願いします。

V の違反転用への適切な対応であります。令和 4 年 3 月現在において、違反転用はありませんでした。

議案書 15 ページをお願いします。

VI の農地法等によりその権限に属された事務に関する点検であります。1 番の農地法第 3 条、2 番の農地転用、いずれの事務につきましても適正に処理を行い、是正が必要な項目は特になかったと考えております。

議案書 16 ページをお願いします。

3 番、農地所有適格法人の状況については、催促などありますが報告等も適切に行われております。4 番の情報の提供等につきましても、特に問題は無かったと考えております。

議案書 17 ページをお願いします。

VII の地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、例年開催されております認定農業者との意見交換が中止となったこともあり、これらの項目については意見等なしとなっております。

VIII の事務の実施状況の公表等については、総会の議事録及び活動計画の点検・評価をホームページにおいて公表していること、また、胎内市宛に提出した意見の概要を記載しております。

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第4号議案は承認することに決定いたしました。 次に、日程第4の報告第1号「農地法第4条第1項第9号（農地法施行規則第29条第1項第1号）の該当による届出について」を報告いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>報告第1号をご説明申し上げます。 議案書18ページをお願いします。 1番の案件は、北成田地内の畑において農業機械の格納庫を建築したため届出があったもので、面積は1,999㎡、建築面積は84㎡であります。 下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で日程第4の報告を終わります。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和4年5月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和4年5月25日

議 長

7 番

8 番
